

令和5年6月犬山市議会定例議会会議録

第6号 6月15日(木曜日)

◎議事日程 第6号 令和5年6月15日午前10時開議

第1 第56号議案から第78号議案まで、
第80号議案及び第82号議案
並びに諮問第1号から諮問第3号まで
及び報告第1号から報告第6号まで

(議案質疑・委員会付託)

第1類 第56号議案から第78号議案まで
及び第82号議案
並びに諮問第1号から諮問第3号まで
第2類 第80号議案
及び報告第1号から報告第6号まで

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第56号議案から第78号議案まで、
第80号議案及び第82号議案
並びに諮問第1号から諮問第3号まで
及び報告第1号から報告第6号まで

◎出席議員(18名)

| | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 丸山幸治君 | 10番 | 玉置幸哉君 |
| 2番 | ヒアンキ恵子君 | 11番 | 岡 覚君 |
| 3番 | 増田修治君 | 12番 | 岡村千里君 |
| 4番 | 光清毅君 | 13番 | 鈴木伸太郎君 |
| 5番 | 小川隆広君 | 14番 | 沼 靖子君 |
| 6番 | 島田亜紀君 | 15番 | 久世高裕君 |
| 7番 | 諏訪毅君 | 16番 | 柴山一生君 |
| 8番 | 小川清美君 | 17番 | 柴田浩行君 |
| 9番 | 畑 竜介君 | 18番 | 大沢秀教君 |

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

| | | | |
|-----------|-------|--------|--------|
| 事務局長兼議事課長 | 新原達也君 | 議事課長補佐 | 大鹿 真君 |
| 統括主査 | 松澤一悦君 | 主査補 | 高橋万祐子君 |

◎説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 市長 | 原 欣 伸 君 | 副市長 | 永 井 恵 三 君 |
| 教育長 | 滝 誠 君 | 経営部長 | 井 出 修 平 君 |
| 市民部長兼防災監 | 武 内 雅 洋 君 | 健康福祉部長 | 高 木 衛 君 |
| 都市整備部長 | 森 川 圭 二 君 | 都市整備部次長 | 丸 井 良 修 君 |
| 経済環境部長 | 中 村 達 司 君 | 教育部長 | 長谷川 敦 君 |
| 子ども・子育て監 | 小 幡 千 尋 君 | 消防長 | 大 澤 満 君 |
| 企画広報課長 | 古 田 隆 行 君 | 経営改善課長 | 兼 松 光 春 君 |
| 総務課長 | 舟 橋 正 人 君 | 市民課長 | 吉 田 高 弘 君 |
| 税務課長 | 百 武 俊 一 君 | 福祉課長 | 山 本 直 美 君 |
| 福祉課主幹 | 奥 谷 雪 江 君 | 健康推進課長 | 西 村 岳 之 君 |
| 整備課長 | 高 橋 秀 成 君 | 土木管理課長 | 吉 田 昌 義 君 |
| 環境課長 | 小笠原 健 一 君 | 産業課長 | 山 崎 直 人 君 |
| 学校教育課長 | 大 黒 澄 子 君 | 学校教育課主幹 | 高 木 順 二 君 |
| 子ども未来課長 | 上 原 眞由美 君 | 子ども未来課主幹 | 伊 藤 真 弓 君 |
| 子ども未来課主幹 | 中 村 美 和 君 | 文化スポーツ課長 | 坂 野 隆 幸 君 |
| 消防本部消防次長 | 水 野 明 雄 君 | 消防総務課長 | 村 山 弘 泰 君 |
| 予防課長 | 中 村 肇 君 | | |

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第56号議案から第78号議案まで、第80号議案及び第82号議案並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び報告第1号から報告第6号まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、第56号議案から第78号議案まで、第80号議案及び第82号議案並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び報告第1号から報告第6号までを議題といたします。

お諮りいたします。第56号議案から第78号議案まで、第80号議案及び第82号議案並びに諮問第1号から諮問第3号まで及び報告第1号から報告第6号までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを2つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に第1類、第56号議案から第78号議案まで及び第82号議案並びに諮問第1号から諮問第3号までに対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） おはようございます。6番、島田亜紀です。私からは、第60号議案、犬山市立幼稚園条例の一部改正について、1点、質疑をしたいと思います。

全員協議会資料の7ページをご覧ください。

内容で、令和5年度の夏休みより、市立幼稚園において預かり保育を実施するようになった経緯をお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 島田議員のご質疑にお答えします。

犬山幼稚園では、夏休みをはじめとする長期休業中に、預かり保育を今まで実施しておりませんでした。その期間に保護者が就労の場合は、市内の子ども未来園のほうで、一時保育を利用していただいていたいました。

しかし、一時保育は、いつもの幼稚園と違う場所で慣れない場所であるため、子どもが不安になることもありました。一方、市内の私立幼稚園のほうでは、預かり保育をもう既にやってみえたので、就労する保護者の増加に伴う預かり保育のニーズに応じて、幼稚園の利便性を高めることで、園児数が減少していますので、増加につなげるために、一度、長期休業期間の預かり保育を実施をやっていこうということで、始めることといたしました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございます。ここで再質疑いたします。

今後、預かり保育を実施するに当たって、幼稚園教諭の人的配置をどうお考えか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 長期休業中の預かりについては、原則、保護者の就労条件としております。本年度は、園児数からいきまして、多分10人程度の利用かなと思っていきますので、実際希望者がどれだけあるか分かりませんが、現在も預かり保育の職員はおりますので、夏休み期間も雇用しておりますので、まずはそこで対応させていただいて、来年度以降、もし人数が増えた場合は、今年度の実績を踏まえた上、増えた場合は来年度以降、職員を要望して対応していきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 続いてご発言を求めます。

7番 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、諏訪 毅です。私からは第63号議案、全員協議会資料は11ページになりますが、第63号議案、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例及び犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、1点、質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の11ページの内容の③番に、「感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のために、職員に対し研修及び訓練を定期的実施する旨の努力義務規定を設ける。」とありますが、感染症に対しては、昨今のこのコロナウイルスとか、そういうものに関する研修というふうに分かるんですが、もう一つのこの食中毒のほうですね、食中毒の予防、蔓延防止に対しての研修、訓練はどのようなことを想定されているのかお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 諏訪議員のご質疑にお答えします。

犬山市において家庭的保育事業等に該当する施設はありませんので、今回の改正については、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブが該当しますので、そちらでお答えします。

児童クラブでは、児童はもちろん職員も手洗い等、丁寧に行うように指導しております。また、おやつするときなど、消毒を使ってテーブルを拭くなど、衛生面にも気をつけております。

食中毒については、細菌が発生しやすい夏場や、ウイルスによる食中毒が起こりやすい冬場など、職員に情報を提供し、気をつけるように呼びかけております。

今回の改正で、研修を定期的実施するよう努めなければならないと明記されましたので、今まで以上に職員が意識を持って対応していけるよう、計画を立てて、定期的研修を行ってまいります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他にご発言はございませんか。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私のほうからは、第56号議案、犬山市役所出張所条例の一部改正について1件、第57号議案、犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について1件、質疑をさせていただきます。

第56号議案のほうから行きたいと思います。

全員協議会資料の2ページのほうをご参照ください。

楽田出張所の移転に関する議案であります。この中で記載はしてありません。今回もともと楽田出張所というのは単体であるものですから、今度ふれあいセンターのほうに入るものですから、今までは単体でやっていたものが、今度は多くの人が入りをされるふれあいセンターの中で、同じようにやられるということです。開館時間も、出張所とふれあいセンターの開館時間も違うことから、セキュリティーの関係がどのようになっているのか、お尋ねをします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 玉置議員の質疑にお答えをします。

現在の楽田出張所のセキュリティーにつきましては、閉鎖日までセコム株式会社と警備契

約を締結しています。

移転後の新出張所は、楽田ふれあいセンターと出入口は別々ですが、同じ建物となっております。そのため、警備委託業務の契約は、楽田ふれあいセンターと一括して行う予定です。

ただし、新出張所と楽田ふれあいセンターは、利用目的や利用時間が異なる施設のため、別々にセキュリティーキーを持ち、それぞれの開館している時間に応じて開錠や施錠をし、施設のセキュリティー管理をしていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 了解しました。様々、公共施設もいろいろあったものですから、気をつけていただきたいと思います。

次、第57号議案です。これはマイナンバー、生活保護の外国人の方のマイナンバーの件になるとは思いますけども、市の生活保護世帯数と人数を、まず教えていただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 玉置議員の質疑にお答えいたします。

まず、生活保護受給者数なんですけども、4月末時点になります。全体で222世帯みえまして、そのうち外国人を含む世帯は16世帯、全体の7.2%になっています。受けてみえる方、人数のほうになりますと、全体で272人みえる中の外国人の方23名みえますので、全体の8.5%といったような構成になっております。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 今、人数のほうは教えていただきまして、23人だったということがありますけども、再質疑であります。今後、このことを実施するに当たり、どんな形で、取得をしていない方、マイナンバーカードを取得してない方に、どのような周知をしていくのかということをお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 玉置議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まず、外国人の方がどれだけマイナンバーを取得してみえるかということから、お話しさせていただきたいと思います。

全体で生活保護受給者272名いる中で、まず166の方がマイナンバーを取得されています。6割近い方が取得しています。その中で、外国人の方はどうかというと、先ほどの23人の中の19名の方は、もう既にマイナンバーカードのほうを取得しているということで、82%ということになっています。

未取得者の普及ということなんですけども、生活保護を受給してみえる方は、どうしても還元を受けるカードですとか、そういうポイントを受けるカードですとか、そういったことを持ってみえないだとか、長期入院されていたりということで、今のマイナンバーのポイントに対するこのインセンティブがなかなか働きにくい状況になっていることから、ケースワーカーが実際に訪問や相談をした折に、個別に今後、身分証明書になりますよ、それから医

療保険もこちらのほうになってきますよということをご案内しながら、普及のほうを努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いてご発言を求めます。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からは、第58号議案、犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、1件、質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の4ページを参照に質疑をいたします。

この内容の中で、印鑑登録証明書のコンビニ交付について、これまでマイナンバーカードに記録された、そういったカードによる申請に加えて、スマートフォンに記録されるものでも申請を可能とするということがあります。結局、このカードの情報自体をスマートフォンに落とし込むというようなことだと思うんですけども、その辺のことについて内容を詳しくお示してください。

また、次、2点目として、施行日なんですけれども、①のところで、公布の日から起算して2年を超えない範囲内においてということ、これ具体的な日にちが定められていないんですね。どうしてこのようになっているのか、お示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 岡村議員の質疑にお答えをします。

まず、電子証明書についてご説明をします。

マイナンバーカードに格納される電子証明書には、2種類あります。e-Tax等の電子申請に利用する署名用電子証明書、もう一つは、インターネットサイトやコンビニ等のマルチコピー機にログインする際に利用する利用者証明用電子証明書があります。

今回、マイナンバーカードの保有者に対し、ただいまご説明しました署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書をスマートフォンに取り込むことで、マイナンバーカードと同等の機能を持ったスマートフォン用の電子証明書の搭載機能が、5月11日からスタートしました。これにより、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、様々なマイナンバーカード関連のサービスの利用や申込みができるようになります。

コンビニ交付は、利用者証明用電子証明書を使い、コンビニ等のマルチコピー機で印鑑証明書や住民票を取得できるサービスで、これまでのマイナンバーカードだけでなく、今後は電子証明書が搭載されたスマートフォンであれば、利用できるようになります。

2点目のご質問ですが、こちらのほうは、コンビニ交付のシステムがスマートフォン用の電子証明書に対応するのは、年内の予定と聞いていますが、現時点では未定ですので、対応の日にちが決まり次第、規則で定めることにしています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 内容については理解をしました。再質疑をさせていただきます。

コンビニ交付ということで、システム上の様々なトラブルなどが起こるのではないかなど

いう気もするんですけども、そういった心配はないのかどうかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 岡村議員の再質疑にお答えをします。

トラブルなんですけれども、こちらのほうの報告内容によりますと、今まであったトラブルなんですけれども、富士通ジャパン株式会社が提供する証明書交付サービスを利用している自治体において、証明書発行サーバーにアクセスが集中した際に、誤ったプログラム処理が生じ、証明書データの取替えが発生したものが主な原因ということで、過去にトラブルがありました。

それで、本市が利用しているサービスは、他市で問題となっている会社のもではなく、地方公共団体情報システム機構が運用している自治体基盤クラウドシステムを使用しています。

また、そのシステムに連携する住民情報データを送るシステムについても、問題がないことを確認しており、誤交付等のトラブルは現在までは発生しておりません。

ただ、万が一トラブルが発生した際には、こちらの地方公共団体情報システム機構のほうと連携を取りながら対応していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いてご発言を求めます。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美です。第56号議案、犬山市役所出張所条例の一部改正から1点、お聞きをしたいと思います。

全員協議会資料2ページということです。今後の予定ということですが、7月28日の午後5時15分以降から翌日の土曜日、日曜日を使って機器とか備品の移動ということだと思っておりますが、出張所は本庁とデータ通信でつながっております。したがって、その辺がうまくいかないと、全体に影響があると考えますので、その移行に当たってのスケジュールとか、そういった体制についてお聞きしたいと思います。よろしく願います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の質疑にお答えをします。

楽田出張所の移転に関するスケジュールにつきましては、全員協議会資料に記載のとおりなんですけれども、もう少し詳細にご説明をします。

令和5年7月31日の新出張所オープンに向け、6月中旬に端末配線工事や電話回線工事を完了する予定であります。まずは、この工事が終わったタイミングで、出張所職員が立会いの下、情報政策課職員で疎通確認テストを行います。

業務に必要な備品などで事前搬入が可能なものについては7月23日、それ以外の業務で利用しているファクスや複合機や事務機などについては、現出張所の業務終了後の翌日である7月29日に移設を行います。

翌7月30日、情報政策課職員が、基幹系・情報系端末、プリンターや周辺機器の設置を行

い、出張所職員とともに、システムの動作確認を行う予定です。

以上、万全の体制で引っ越し及び出張所機能の切り替え作業を行います。オープン日である7月31日に万が一トラブルが発生したとしても、すぐに対応できるよう、工事事業者やシステム関連事業者とは連絡を取れる体制にし、準備を整えておきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 第59号議案、犬山市税条例の一部改正について、1点、質疑させていただきます。

全員協議会資料では、6ページのほうですね、森林環境税の関係です。いよいよこの徴収が始まるということで、もう事業は始まっているわけですが、使途について、法律では公表しなければいけないということになっていて、一応載ってはいます。それを見ると、基金に積み増していたり、事業でやってる分というのはそんなに多くなかったりというところで、必ず市民の方からもそういう質問があると思うんですけども、これは変える部分、必要な改正で、納付額に追加する記述とかで、そういう、どこで公開されていますとか、使途についてこうなっていますという説明ができる様式にはなっているのでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員のご質疑にお答えをします。

こちらのほうの使途につきましては、現在も森林環境譲与税というところで、ホームページ上に記載をしております。

今回、こちらのほうを徴収するための森林環境税のほうにつきましては、そちらの中には、使途のほうは記載のほうはする予定はございません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いてご発言を求めます。

18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 18番、大沢秀教でございます。私は第82号議案、財産の取得について、救助工作車の契約につきまして、1点、質疑をさせていただきます。

契約額が1億3,310万円という、いつもこういう消防の車両の契約とかの案件を見ますと、大変高額だなという印象を受けます。それだけ市民の生命と財産を守る、消防の仕事の重要性というのを、こういう議案をもって感じるわけではありますが、大体こういう特殊な救助工作車だとか、特殊な車両につきましては、オーダーメイドと言いますか、カスタムメイドと言いますか、入札に当たって付した仕様書の中で、その犬山消防の思いと言いますか、特徴、最近の更新に当たっての災害の特徴だとか、それから、以前よりこういうところに力を入れたいとか、そういったところが反映されているんじゃないかなと思うわけですが、今回の仕様につきまして、何か特徴的なところがありましたら、お示しいただきたいと思っております。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） ご質疑にお答えしたいと思います。

今回の車両、何をこだわってという話でございますが、今回の救助工作車、特殊なものとして、前方と後方にあるウインチ、車両を引っ張るためのウインチだとか、あとは大型照明装置、天井から上に上げる大型照明装置、それと車両の後方にクレーン、車両なんかを吊り上げるためのクレーン、そういったものを装備のほうをさせていただいております。資機材の数につきましては、大小いろいろあるわけですが、全体で100以上の資機材を搭載ということでございます。

今回、特にこだわったものとしたしましては、犬山市は入鹿池や木曾川がある中で、水難救助というので、やはり、えてしてあるということございまして、一次の体制の強化ということで、救助工作車のほうに船外機と潜水機材のほうを積算させていただいております。以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第1類、第56号議案から第78号議案まで及び第82号議案並びに諮問第1号から諮問第3号までに対する質疑を終わります。

続いて、第2類、第80号議案及び報告第1号から報告第6号までに対する質疑を行います。ご発言を求めます。

5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。第80号議案、一般会計補正予算（第5号）から、1件質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の35ページ、7款2項1目の道路施設等管理について、同じく全員協議会資料の45ページを参照しながら、質疑をさせていただきます。

城下トンネルの改修事業の件ですが、内容としまして、令和4年度に実施をしたトンネル周辺の岩盤調査に基づき、トンネル内部の改修、PCL工法を行うということですが、この令和4年度に実施をしたトンネル周辺の岩盤調査の結果について、どのような結果だったのか。

また、このPCL工法によって実施をした場合、施工後の耐用年数はどれくらいになるのか。

また、PCL工法ですと、トンネル内部の空間が、今より若干狭くなるというふうに思うんですが、特にトンネルの中の幅員がどれくらいになるのか。もともと一方通行とはいえ、あの狭いトンネルですので、その辺りを分かる範囲で教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） それでは、小川隆広議員の質疑にお答えしたいと思います。

トンネル復旧工事を進めるに当たりまして、令和4年11月にトンネル調査、修繕委託の契約を行っております。12月に岩盤の現状の調査を行いまして、9月に発生した岩盤剥離箇所

以外にも、多数の岩盤の浮きがあった箇所の確認がされたため、令和5年の2月から、岩盤の強度や剥離が起こる危険性について、専門知識を有する学識者と協議によって詳細の調査を行っております。具体的には岩盤のボーリング調査による岩盤の強度、岩盤の弾性波調査による空洞化とクラックの把握を行っております。トンネルを岩盤の強度、劣化具合の検証を行ったということになります。

その調査の結果から、トンネル内の表面から最大ですけれども、約70センチ程度ほどに、岩盤の脆弱なところがあるということで、今後もそういった剥離が起こる可能性があることが、そういった中で分かってきております。

復旧方法を検討する中では、通行者の安全確保を最優先に考えて、岩盤を強度なコンクリート製品、コンクリート版で覆うPCL版による復旧方法を採用し、令和5年度末までに工事完了、通行止め解除を目指しております。

続きまして、耐用年数についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

これがこちらにぴったり当てはまるかというところはございますけれども、減価償却資産の耐用年数等に関する省令というのがございまして、その中では、鉄筋コンクリートの耐用年数は、60年というふうにされております。

また、今回、城下トンネルの改修工事に使われますPCL版については、高強度コンクリートによる製品でありまして、外的な要因ですとか、環境状況にもよるんですけども、耐用年数100年を標準とする、こちらのほうは土木学会の研究報告書に記載がございます。一般的なコンクリートより劣化しにくい丈夫なものの製品ということでありまして、したがって、今後も定期的な点検と修繕、それに基づく修繕計画を立てまして、定期的に行っていくことによりまして、少なくとも60年以上は持つものではないかなというふうに考えております。

3つ目の幅員が狭くなる等のご質問でございます。現在のトンネルは、ご承知のとおり内側がでこぼこしておりますので、そこに施工するっていうのは難しいということで、岩の表面を均一にしてPCL版というのを設置をしていきます。

そういった中では、現道の幅員を確保し、岩の一部を削ってPCL版を設置していくということになりまして、現在と同等の幅員、高さ等を確保していきたいというふうに考えております。

数値でご説明させていただきますと、路肩部分を両サイド50センチずつ取りまして、その路肩を含んで3.7メートルの幅員ということで、こちらのほうは建築限界も確保されているというふうに考えております。

また、ご存じのとおり、市道犬山395号線、犬山橋から富士線のほうに向かう西側は一方通行であります。また、トンネルの東側に彩雲橋という橋が架かっておりまして、こちらの荷重制限というのが設けられておりますので、今までと同様に、これに対応した車両が通れるというふうに、可能な工法というふうに行っていきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いてご発言を求めます。

9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からも第80号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第5号）から1件、お伺いいたします。

7款2項1目の土木費、道路施設管理の今と同じ城下トンネル改修工事について、お伺いいたします。

こちらのトンネル、犬山城下隧道とって明治時代に掘られた名古屋水道の点検のためのトンネルだったというふうに聞いています。先ほどあったようにでこぼこしていて、素掘りのトンネルで、ちゃんと見えて、結構珍しいということで、いろんな方が見にみえてると思うんですけども、今の答弁のところ、PCL工法で恐らく全面を覆うのではないかなというふうなふうに推測しますが、中にはその天頂部分を補修するようなパターンもあるようですけども、今回は見えるところ残すような、残すための検討も含めてされたのか、工法についてもう少し詳しく教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 畑議員の質疑にお答えします。

トンネル調査の結果から、トンネル内の壁の表面から、先ほどの小川議員の答弁にもありましたように、70センチほどの岩盤が脆弱化というような、今後も剥離する可能性が高いということが分かっておりますので、復旧方法を検討する中では、PCL版による復旧工法を採用したのは、通行者の安全第一、安全確保を最優先に考えまして、現在のトンネル内の全てを高強度なコンクリート版と側面のコンクリートで、アーチ状に隙間をなくす、覆う工法をやることによって、岩盤の剥離の影響を受けないように考えたものであります。

したがいまして、PCL工法については、トンネル壁面全てをコンクリートの壁で覆うこととなり、側面の岩盤が残る工法ということは行うことはありません。

検討については、そういった研究者も含めて安全第一を優先しているということになりますので、一部そういった見える箇所を残すということを今、検討の結果、全部を覆うという結果になりましたので、ご理解いただきたいと思えます。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。安全が第一だということは理解しましたので分かりました。とはいっても、結構歴史的ないいトンネルということもあるので、そういったところを何か分かるように何か設置するとかいうことを考えているのか。

あともう一つ、工事完了後は今までと同じように、交通規制は今までと変わらず一方通行でいくのかということをお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） それでは、畑議員の再質疑にお答えしたいと思います。

先ほど畑議員のほうからもご紹介いただきましたこのトンネルは、明治45年の名古屋水道の管理用道路として造られて、現在までは岩盤が露出した姿を残し、全国的にも多分特徴的なトンネルだというふうに思っております。

しかしながら、昨年9月に剥離したと。通行者の安全確保を優先し、強度なコンクリー

トで覆う工法としておりますので、トンネル内に直接見えるということはありませんけれども、今後、そのトンネルの歴史的な、こういったものがあつたということを残すために、トンネルの付近にはなると思いますが、これまでのトンネルの沿革の説明ですとか、写真等を掲載する看板の設置を考えていければなというふうに思っております。

また、一方通行につきましては、今までどおり一方通行のままということになります。

◎議長（柴田浩行君） 続いてご発言を求めます。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からも第80号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第5号）についてから、1件、質疑します。

予算書の17ページ、全員協議会資料では41ページになります。4款1項8目、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、12節の委託料についてです。予算書では、健康管理システム改修委託料が700万円となっておりますが、全員協議会資料では一般財源分として、マイナンバー連携300万円となっております。そうしますと、国による補助金分が400万円となりますが、なぜ全ての委託料が補助金分でないかを含めて、今回どのようなシステム改修を予定しているか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 光清議員のご質疑にお答えします。

まず、システム改修の内容なんですけれども、そのワクチンについては、接種対象や接種時期、接種回数、それからワクチンの種類やなんかも過去から随時変更がされてきて、その都度改修をかけている状態です。こういったことをシステムにより管理しているということで、その分の改修になります。

どの部分が補助対象外かというようなことなんですけれども、この改修の中に、マイナンバー連携をして、自治体サーバーの中に今の接種情報を変換して流し込むという作業がございます。この作業については、国のほうの指示により、この作業については補助対象外とする。そのパッケージについては補助対象にするよという指示がございましたので、この作業に係る部分が300万円分が補助対象外として計上してるといったことになっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いてご発言を求めます。

3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。私も第80号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算についてお伺いします。

補正予算の13ページ、全員協議会資料で言うと36ページの楽田出張所移転の部分に関してです。

今回、楽田出張所のほうでアスベストが含有された吹きつけ材が使用されていることが判明したということで、積算に時間を要したというふうにございます。それで補正予算の計上したということでもありますけれども、まず、この積算に時間を要したのがなぜなのかということと、そこを教えていただきたいなというのと、もともと補正のほうで今回予算計上しているわけ

ですけれども、本来の予算計上でできなかったのかなというところで、この経緯等を含めてご説明、詳細いただければと思います。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 増田議員の質疑にお答えをします。

アスベストの除去工事については、対応措置が厳しいこともあり、積算が難しく、工事金額が算出できたのが、設計委託の期間ぎりぎりの2月末ということになりました。そのため、当初予算の時期に必要な金額を示すことができなかったというのが経緯でございます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いてご発言を求めます。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私からも第80号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第5号）について、2件、お尋ねをしたいと思います。

全員協議会資料が37ページ、1点ずつやっていきます。

4款1項1目、若年がん患者在宅医療支援事業のことについて、まずお尋ねをします。

中身を見てみますと、内容のところに末期がん患者の在宅サービスということで記されておりますが、そんな中で、次ページのほうにスケジュールが書いてありまして、市民への周知の開始が6月、そして補助金申請受付は7月というふうに記載をされておりますが、まずこの市民周知というところがどんな形でやられるか、末期がん患者ということで体調も思わしくない、そしてまたご家族も大変な中で、なかなか自分から情報を取りに行くというのがなかなか難しいと思いますし、また申請のほうも、市役所の申請というのは、いろんな書類を書かないかということもありますので、本人がこれ申請するべきものなのか、ご家族もできるものなのか、周知と申請方法について、まずお尋ねをします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 玉置議員のご質疑にお答えいたします。

これ若年がん患者が対象ということで、なかなかこの実態というか対象者を把握することは、我々としては困難といったようなところがあります。また、広報やホームページでお知らせしたところで、こういった状況のご家庭の方は、そういったことを読むということについては、多分なかなか難しい、理解するのも難しいのではないかなということは考えております。

ですから、間違いなく病院にはかかってみえるというところがありますので、尾北医師会を經由しまして、各診療所、医療機関には、そういった該当する方については、犬山市においてこういったサービスを提供していますよといったようなことを詳しくご案内いただけるように、依頼のほうをさせていただいて、それをもって周知のほうをしていこうというふうに考えております。

続きまして、申請についてなんですけれども、当然本人が来れる状態ではないということは当然ありますので、代理の方、範囲についてはまた要綱等で決めていきたいんですけれども、

ご家族の方であればご申請いただけるというふうに進めたいと思っています。

また、申請書のほうも、これ個々によって多分内容が変わってくる。ベッドが欲しい方、手すりが欲しい方、そうでない方ということで、いろいろあるもんですから、申請いただいた際には、個別に丁寧に対応しながら、必要書類はそろえられるように、なるべくご負担がないようにというようなことで、ご案内のほうを進めていこうというふうに考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 少し安心しました。再質疑、1点お願いします。

これ今回の予算では、2人分のということで予算計上されています。ないと思うんですけど、2人以上の場合も、これ今後の補正予算とかいうことを考えられるということではないですか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 玉置議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今のところ2名といった少ない人数で計上しております。何せ実態が把握できないというところがありまして、こういった人数になっておりますけども、当然、申請数が増えてくれば補正予算、また場合によっては、間に合わなければ充用といった形で、また議会のほうでお願いしていくといったようなことを考えております。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。理解をしました。

それでは2点目です。9款2項2目になります。小学校6年生、中学校3年生の給食費無料化事業、全員協議会資料43ページのほうになります。これは原市長の選挙公約でもありませんし、本当に一丁目一番地の政策だということは理解をしております。

そんな中で、これは選挙公約にもあったもんですから、恒久的事業だというふうに認識をしております。今回の単発じゃないなということで思っておりますが、まず、そうだと、もう恒久的事業だよということと、今回は9月からですので、年度途中ということになりますので、1年間通しての事業費等々が分かれば教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 玉置議員のご質疑にお答えします。

議員ご指摘のとおり、この事業は恒久的に行うものであります。事業費ですが、全員協議会資料のほうには、今回の7か月分の事業費ということで、4,000万円ほど記載がされておりますが、来年度から1年間分ということになりますので、必要な財源は約6,400万円ほどと見込んでおります。その財源としましては、一般財源を考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いてご発言を求めます。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも、第80号議案、令和5年度犬山市一

般会計補正予算（第5号）から1件、質疑させていただきます。

予算書の17ページ、4款1項8目の新型コロナウイルスワクチンの接種事業についてです。

先ほど他の議員からもありましたけれども、この新型コロナウイルスワクチンのことについては、犬山市はワクチン接種のそういった特別な部署も設けて、非常に頑張っていてやっているということで、まず職員の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

それで、今回は全員協議会資料の40から42ページの中で、令和4年度からの繰越金として1億7,900万円ほどが繰越しで、それにさらに足りない分として、約1億円の補正予算が上がっております。

ワクチンを打つ体制も大分変わってきまして、41ページのところにありますが、接種体制の変更点というところである述べられていますが、最初は国が全部お金を出してくれるということだったんですが、下のほうに、その他、補助金に上限額が設けられ、接種体制の縮小を強く促されているということになりまして、2類から5類への対応だとかいろいろなことで変わってきましたので、今大きく変わっている時点だなということを認識するんですけども、まずこの補助金に上限額が設けられるという中身について、具体的にはどうなのか、今年度の一応流れですね、その点についても含めて、まず1点目でお伺いをします。

2点目として、接種する予約だとか、それから対象の方も変わってきているんですけども、何人くらいを接種の見込みとしているのか。またこのワクチンは管理も非常に難しく、マイナス20℃とか70℃とか、そういう超低温で冷やす必要がある、そういった管理上の難しさもあるので、そういった現時点でのワクチンの管理上のこと、特に今後その各医療機関でこれを実施するということですので、そういった特殊な冷凍庫をどこの医療機関でも持っているとはちょっと思えないので、今後もやはり市の役割として、こういった管理をしていくのかですね。

それから、4点目として、ワクチンの充足の状況についてお伺いをします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 岡村議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、1点目の補助金の上限額についてです。現在までは、ワクチン接種に要した経費については全て国が持つよといったようなことで、ほぼほぼ全額国費といったようなことになっていました。そうしたところ、報道や何かでも多分ご存じだと思うんですけども、一部の自治体において長期にわたって実態に見合わないような執行実績といったことが確認されたということで、国のほうもこれに対応するために、今回上限額を設定してきたといったようなところになっております。

上限額の設定の根拠として、国のほうは、75%の自治体が賄えるだけの単価を設定したよといったようなことで触れられておりますが、詳細についてはこちらも把握はしておりません。

具体的にどういうふうになったかと言いますと、まず事務費として接種券交付やなんかに係るお金ですね、これ単価685円に、予定する接種回数を乗じて得た額、それからコールセンターなどに要する経費については、1,203円に予定接種回数を乗じて得た額、これらの合

計がそれぞれ自治体の上限額だよといったようなことで設定がされております。

ただし、8月末までの執行分については、経過措置として上限額は設定するんだけど、超えた部分についても国費で対象にするということで、事実上、以前と変わらないといったようなことになっております。

こういった状況の中、犬山市においても接種率がだんだん低くなってきております。この接種率に比例して上限額も下がってくることから、今までのような規模の接種会場やコールセンターといったことの設置は、事実上不可能となってきます、持ち出しをしない限り。

ですから、この国費で賄える範囲内で行えるよう、コールセンターの状況だとか、そういった接種体制については、今、調整なんかを進めているところでございます。

続きまして、春開始接種、どれぐらい見込んでいるかというところなんですけども、春開始接種については、高齢者それから基礎疾患やなんかの方が対象ということになっておりますので、今やっている春接種は67%で1万7,000人、それから今後始まる秋接種ですね、今度の9月から始まる秋接種、これは全年齢が対象となってきますので、同様の全年齢が対象であったときの接種率を参考に、このときは45.8%でしたので、3万2,700の方が今後、秋接種のほうで接種のほうをされてくるのではないかなということで設定をしております。

ワクチンの充足状況といったようなところなんですけども、このワクチン接種が始まったとき、皆さんもご存じのように、大変このワクチンが足りないといったようなところで混乱したわけなんですけども、現在はそうした状況にはありません。ただ、ファイザー、モデルナ2種類あって、どうしてもファイザーの人気の高いところがあって、両方を足して、今の皆さんが打てるだけの量を確保していることから、一部はファイザーの予約が取りにくいという状態にはなっていますけども、量的には確保のほうをされています。

秋接種はどうなっていくかというところなんですけども、秋接種についてはまだワクチンの種類、それから、この配布量、幾ら実際に配るよといったところも、まだ示されていないものですから、何とも言えないんですけども、当然、必要とする量は国に対して求めていくといったようなところを考えております。

あと、ワクチンの管理状況という話なんですけども、議員ご指摘のとおり、ディープフリーザーと言いまして、マイナス80℃近くで保管できるフリーザーで、保健センターにおいて保管しています。毎日、朝・昼・晩3回、温度チェックをして記録表をつけております。また、このディープフリーザーが停電で止まったときは、自動で警備会社のほうへ連絡が行くようになりまして、警備会社から担当者のほうへ連絡すると、すぐに行って発電機で対応できるといったような体制も整えて管理に努めているところです。

各医院が管理ということでおっしゃられたんですけども、基本的には前と配布状況は今のところ変わらない予定です。一旦保健センターのほうで受けて、そういったディープフリーザーで保管しながら、各週になるんですかね、必要量を分けて、各病院に配布させていただいて、その各病院が冷蔵庫のほうで保管していただくというようなことで、以前と変わらないということになっておりまして、そういったことも、各医療機関とは情報を密に連携しまして、適切なワクチンの保管というところについては努めているところであります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。状況として様々理解をいたしました。

1点だけちょっと再質疑させていただきます。

ワクチンの充足は十分足りているということですが、逆にこれだけ打つ人がだんだん減ってきたもんですから、廃棄している分もあるのではないかなというふうに思います。

最初の頃は、そんな廃棄なんて言ったらもうニュースになるような大変な状況でしたけれども、最近としては、やむを得ずということもあると思うんですが、そういった状況はいかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 岡村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

国へワクチンの供給量の要望については、当然、無駄が出ないように精査に努めて要望のほうを起こしているところです。しかし、あくまでも見込みで要望のほうをしておるところ、また足りないといけないといったところも含みながら要望しているもんですから、どうしてもこの使用期限を超過するワクチンというのは発生してまいります。こういったものについては、やむなく期限を迎えたら廃棄するというを行っておりますが、取扱いの不備による廃棄ということは現在発生しておりません。

◎議長（柴田浩行君） 続いてご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第2類、第80号議案及び報告第1号から報告第6号までに対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

令和5年6月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《総務委員会》

第1委員会室

| 議案番号 | 件名 |
|--------|-----------------------------|
| 第56号議案 | 犬山市役所出張所条例の一部改正について |
| 第58号議案 | 犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 第59号議案 | 犬山市税条例の一部改正について |
| 第61号議案 | 犬山市青少年問題協議会条例等の一部改正について |
| 第64号議案 | 犬山市火災予防条例の一部改正について |
| 第68号議案 | 犬山市公平委員会委員の選任について |

| | |
|--------|---|
| 第80号議案 | 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第5号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 総務委員会の所管に属する歳入 歳出 2款 総務費 8款 消防費 第2条の第2表 地方債補正 |
| 第82号議案 | 財産の取得について（救助工作車） |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 諮問第3号 | 人権擁護委員の推薦について |

《民生文教委員会》

第2委員会室

| 議案番号 | 件名 |
|--------|---|
| 第57号議案 | 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について |
| 第60号議案 | 犬山市立幼稚園条例の一部改正について |
| 第62号議案 | 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第63号議案 | 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第80号議案 | 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第5号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入 歳出 3款 民生費 4款 衛生費（1項保健衛生費） 9款 教育費 |

《建設経済委員会》

第3委員会室

| 議案番号 | 件名 |
|--------|-------------------|
| 第65号議案 | 市道路線の廃止について |
| 第66号議案 | 市道路線の認定について |
| 第67号議案 | 尾張北部環境組合規約の変更について |
| 第69号議案 | 犬山市農業委員会委員の任命について |
| 第70号議案 | 犬山市農業委員会委員の任命について |
| 第71号議案 | 犬山市農業委員会委員の任命について |
| 第72号議案 | 犬山市農業委員会委員の任命について |

| | |
|--------|---|
| 第73号議案 | 犬山市農業委員会委員の任命について |
| 第74号議案 | 犬山市農業委員会委員の任命について |
| 第75号議案 | 犬山市農業委員会委員の任命について |
| 第76号議案 | 犬山市農業委員会委員の任命について |
| 第77号議案 | 犬山市農業委員会委員の任命について |
| 第78号議案 | 犬山市農業委員会委員の任命について |
| 第80号議案 | 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第5号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入 歳出 4款 衛生費（3項清掃費） 7款 土木費 |

◎議長（柴田浩行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。議案に対する質疑は全て終了いたしましたので、明日16日に予定しておりました、議案質疑の2日目は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） ご異議なしと認め、明日16日は休会といたします。

また、17日から25日までは、全員協議会及び部門委員会開催のため休会とし、26日午前10時から本会議を再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時54分 散会